

## 議員のSNS上での書き込みに関する正副議長声明

今般、三重県議会議員がSNS上に書き込みを行った事案について、その内容を巡って三重県内だけでなく、全国にも広く報道がなされ、三重県議会の信頼を損ねることとなったことを受けて、正副議長から本人に対して文書にて嚴重注意を行いました。

昨年度のSNS上での事案を発端にして、人権侵害行為を明記するなどの条例改正が予定されている「三重県議会議員の政治倫理に関する条例」では、条例の目的として、議会政治の根幹をなす政治倫理確立のため、議会の秩序と名誉を守り、県民の厳粛な信託にこたえ、もって清潔で民主的な県政の発展に寄与することとしています。また、責務として、議員は高い倫理的義務が課せられていることを自覚して、自らの行動を厳しく律するとともに、県民の代表として良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならないと規定しています。

本年5月に議員提出条例として全会一致で可決した「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」では、議員等の責務として、高い人権意識を持ち、条例の目的を達成するため、率先して積極的な役割を果たすことを規定しています。

三重県議会として、これらの条例の下、議員の責務をしっかりと果たし、県民の議会に対する信頼を揺るぎないものとするため、議員一人一人の更なる意識高揚に向けて不断の取組を行っていきます。

令和4年10月28日

三重県議会議長 前野 和美

三重県議会副議長 藤田 宜三